

令和4年3月18日

芦屋市議会議長

松木義昭様

議会基本条例検証会議

座長 青山 暁

議会基本条例検証会議の最終報告について

令和3年6月25日に設置された議会基本条例検証会議において、芦屋市議会基本条例の検証を進めてきました。

このたび、その最終報告がまとまりましたので、別添のとおり報告します。

記

1 報告内容

別添「議会基本条例検証会議最終報告資料」を参照

以上

議会基本条例検証会議最終報告資料

1 検証会議への諮問事項及び検証の根拠

議会基本条例第27条の規定に基づく検証

(検証及び見直し)

第27条 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を考慮し、議会機能を充実強化する視点から、この条例の有効性及び妥当性について常に検証するとともに、少なくとも各任期中に1回は、その結果を市民に公表するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、必要と認められるときは、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。

2 委員構成

座長		青山 暁 副議長
委員	自由民主党芦屋市議会議員団	川上 あさえ 議員
	日本共産党芦屋市議会議員団	平野 貞雄 議員
	公明党	徳田 直彦 議員
	あしや しみんのこえ	中村 亮介 議員
	日本維新の会	大原 裕貴 議員
	BE ASHIYA	大塚 のぶお 議員 (第5回目まで)

3 会議内容

	日時	協議内容
第1回	令和3年8月3日	・ 検証の根拠の確認 ・ 推選委員の確認 ・ 会議体の名称について ・ 検証の進め方について
第2回	令和3年8月23日	・ 条例の確認 (前文～第15条)
第3回	令和3年9月17日	・ 条例の確認 (第16条～第27条)
第4回	令和3年10月7日	・ 議員アンケート(案)の確認について
第5回	令和3年11月2日	・ 議員アンケートの結果について
第6回	令和3年11月24日	・ 議員アンケートの検証
第7回	令和3年12月14日	・ 議員アンケートの検証

第8回	令和4年1月13日	中間報告（案）の検討
第9回	令和4年1月27日	中間報告（案）の検討

4 検証の内容

今期の議会基本条例の検証にあたり、令和3年10月11日付で全議員にアンケートを行いました。

【アンケートの内容】

- ・ 議会基本条例の各条文（一部検証対象外あり）の有効性（基本条例に書かれていることが十分生かされているか）について、「有効」又は「有効とするには不十分」の評価を行い、特に意見があれば意見欄に記載する。
- ・ 議会基本条例の各条文（一部検証対象外あり）の妥当性（基本条例に書かれていることが社会情勢などと照らして十分か）について、「妥当」又は「妥当とするには不十分」の評価を行い、特に意見があれば意見欄に記載する。
- ・ 上記以外に、各条文（一部検証対象外あり）に特に問題提起等があれば記載する。
- ・ 上記以外に、条例全般に対する意見等があれば末尾に記載する。

アンケートは10月22日に締め切り、以後の検証会議ではアンケート結果について、特に「有効とするには不十分」との意見が集まった第2条、第4条、第7条、第10条及び第14条を重点的に検証しました。

なお、妥当性に関して「妥当とするには不十分」との意見が集まった条文はありませんでした。

上記以外では第5条及び第13条について、委員から意見がありました。

それ以外の条文については、「現行どおり」と結論づけています。

各条文のアンケート結果及び検証結果については別紙「議会基本条例検証シート」を参照してください。

5 逐条検証結果一覧表

詳細は別紙「議会基本条例検証シート」をご覧ください。

有効性・妥当性の評価については、空欄での回答がありましたので、必ずしも議員総数とは一致しません。

条	見出し	有効性		妥当性	
		有効	不十分	妥当	不十分
	検証会議での議論	今後の方向性			
前文		－ 検証対象外 －			
第1条	目的	－ 検証対象外 －			
第2条	議会活動の原則	13	7	20	0
	代表者会議と議会運営委員会の一本化	今回は現行どおりとするが、新たに一本化に関して議論する必要が生じた際には再協議とする。			
	代表者会議の公開	現行どおりとする。			
	議会運営委員会会議録のネット公開	公開の方向で進めていくこととし、以後は議会運営委員会にて協議する。			
	無所属議員の代表者会議での発言	現行どおりとする。			
第3条	議員活動の原則	20	0	19	1
第4条	議長の役割	12	8	19	1
	議長の会派離脱	議長就任中は「中立・公平」についての意識を求めるが、制度的には現行どおりとする。			
第5条	議長及び副議長志願者の所信表明	18	2	18	2
	本会議場での所信表明について	両論あり結論を得ず。			
第6条	会派	19	1	19	1
第7条	議員の政治倫理	16	4	19	1
		本会議・委員会での発言や取り上げ方によって、関係者等がハラスメントを感じてしまう恐れがある事を、全議員が今一度認識する。			
第8条	市民に対する情報の公開	19	1	20	0
第9条	市民意見の把握と反映	19	1	20	0
第10条	議会報告会	13	7	18	2
	議会報告会について	議会報告会準備会での議論に委ねる。			

第 11 条	緊張関係の保持	20	0	20	0
第 12 条	政策等の形成過程の把握	20	0	20	0
第 13 条	定例会の開催等	20	0	19	1
	夜間・休日議会について	現行どおり			
第 14 条	議員の質問と反問権	16	4	19	1
	議員の質問と反問権	現行どおりとする。			
	会派代表者以外の議員の総括質問	現行どおりとする。			
	3 月議会での一般質問	議会運営委員会で協議する。			
第 15 条	傍聴者への配慮	20	0	20	0
第 16 条	委員会の運営	18	2	19	1
第 17 条	議決事件の追加	20	0	19	1
第 18 条	議会図書室の充実等	19	1	20	0
第 19 条	議会事務局の体制整備	18	2	19	1
第 20 条	議員研修の充実強化	20	0	20	0
第 21 条	政務活動費の執行	19	1	20	0
第 22 条	災害等への対応	20	0	20	0
第 23 条	議員定数	20	0	20	0
第 24 条	議員報酬	18	2	20	0
第 25 条	他の条例等との関係	－ 検証対象外 －			
第 26 条	条例の理念の徹底	20	0	19	1
第 27 条	検証及び見直し	20	0	20	0

6 条例の改正について

検証過程では、条例改正に至るような議論まではなされませんでした。が、条例第 7 条の規定中、引用している決議の制定年度について規定の整理が必要

第 7 条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例（平成 13 年芦屋市条例第 21 号）及び芦屋市議会議員の虚礼廃止等に関する決議（平成元年芦屋市議会決議→令和 3 年芦屋市議会決議）を遵守し、常に良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行わなければならない。

議会基本条例検証シート

- アンケート末尾の「その他」で1意見削除しています。理由は回答者の個人的な事情を記載されており、検証会議の場で議論できないためです。

第2条

第2章 議会・議員活動の原則

(議会活動の原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の代表機関として、多様な市民意見を的確に把握し、市政に反映させるための議会運営に努めること。
- (3) 会派及び議員間の協議による合意を尊重した民主的な議会運営に努めること。

	有効	13	不十分	7	空欄	1
	【意見】					
有効性の評価	<ul style="list-style-type: none"> ●議会判断の中枢を占める会議である代表者会議が原則非公開の会議となっており、第1号で掲げられている透明性に課題がある。 ●重要な内容を協議する議会運営委員会の会議録についてネットでの公開がされていないため、透明性に課題がある。 ●会派に属さない議員の発言権が認められない代表者会議の在り方は、民主的な運営とは言えない。 ●JR 芦屋駅南地区再開発事業調査特別委員会で、当局への反問権を認めた協議会においてインターネット中継を認めなかったのは透明性にかける。 ●(3)について、「合意」「民主的」という言葉を美辞麗句で用いている印象は否めない。会派間、議員間とは何事か、認識にバラつきがある。 ●JR 芦屋駅南地区再開発事業調査特別委員会で、当局の反問権を認めた協議会はインターネット中継無しという判断をしましたが、議会の透明性という点で課題があったように感じます。 ●第3号に関しては、会派に所属したいができない議員の発言の機会の確保が不十分と言える。また、会派・議員に対する役職などの割り当てが公平とは必ずしも言えないので有効性の検証の余地がある。 					
	妥当	20	不十分	0	空欄	1
妥当性の評価	【意見】					
問題提起等	【意見】					
	<ul style="list-style-type: none"> ●非公開会議である代表者会議と公開会議である議会運営委員会は、メンバーも概ね同じであるため、敢えて別会議に分ける必要性が感じられない。代表者会議を廃止し、全て議会運営委員会において決定してはどうか。西宮市議会では代表者会議を廃止し、議会運営委員会に一本化した経緯がある。 ●議会運営委員会の会議録をネットで公開すべき。阪神間だと、西宮、尼崎、宝塚、川西の4議会は議会運営委員会の会議録がネット公開されている。 ●議会運営委員会、代表者会議における「会派に属さない議員」の発言の制約が厳しいと感じる。基本的には委員長、議長の裁量によるものだが、要点に絞って発言する機会は認められて当然と考える。一方で、会派に属さない議員も会派に属さない立場を踏まえた上で、発言内容や時間を配慮する必要がある。 ●この条例を不適切な捉え方をしている議員もいる。そのため、もう一度この条例の趣旨、目的、活用する場合の理解等の、議員各位が認識をしっかりと持つべきだと考える。 					

<p>検証会議 での議論</p>	<p>代表者会議と議会運営委員会の一歩化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●他市が代表者会議と議運を一本化した理由を知りたい。 ●今後、新たに代表者会議の一本化について議論できるのであれば、今回は現行どおりでも良い。 <p>⇒今回は現行どおりとするが、新たに一本化に関して議論する必要が生じた際には再協議とする。</p>
	<p>代表者会議の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ●非公開だから議論を深められるメリットもある。 ●代表者会議の議題にはオープンにできない事案もあり、現行の取扱いになっている。 ●対象によって公開が差支えない場合、原則公開にして一部の議題は非公開にする、又は原則非公開とし、公開の場合はあらかじめその旨を明らかにするなど、見直しの一歩として考えては。 <p>⇒現行どおりとする。</p>
	<p>議会運営委員会会議録のネット公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ●H25年8月の議会改革特別委員会で同じ議題が出ており、意見の一致をみなかった。 ●この議題についてはネット公開すべく次の段階に進める。 <p>⇒公開の方向で進めていくこととし、以後は議会運営委員会にて協議する。</p>
	<p>無所属議員の代表者会議での発言</p> <ul style="list-style-type: none"> ●議運のオブザーバーと同等までとはいわないが、発言をある程度認める方向性は確認していると思う。 ●今までもかなりの部分を議長は認めている。会派制のもと全会一致でなるべく決めようとしており、発言を認めると無所属議員が多くなった場合おかしなことになる。会派代表者の会議という重みがあるため、無所属が発言を控えるのが原則。 ●議決権は無所属にないので、多数になっても影響はない。発言時間の配慮など、一定の制約は否定しないが、全く認めないのは行き過ぎ。無所属議員も市民の代表なので、制約を設けつつ発言を認めるべき。 ●常任委員会や議運は申し出があった場合諮る手続きを経ながらも、基本的に発言を認めている。代表者会議も認める前提があったうえで、制約があるくらいにとどめては。 ●現状どおりでいい。無所属議員は他の会派に頼んで意見表明してもらおうなどやりようはある。採決という形で意見集約することを考えれば、無所属議員を全員含めると時間的にも物理的にもしんどい。 ●無所属議員の発言に配慮してもらえたら現行どおりでも良い。 <p>⇒現行どおりとする。</p>

第4条

(議長の役割)

第4条 議長は、議会の代表として、議会の品位を保持し、議会の機能強化に向けて先導的な役割を果たさなければならない。

2 議長は、中立かつ公平な立場で職務を行い、民主的で効率的な議会運営を行わなければならない。

	有効	12	不十分	8	空欄	1
有効性の評価	【意見】					
	<ul style="list-style-type: none"> ●会議原則には現状維持の原則も含まれる。必ずしも、原則のとおりにすべきというものではないが、原則と異なる判断をする以上、それ相応の説明責任が生じるものだと思う。今年度の議会の中で、本会議において可否同数となる議案が生じたが、議長が賛成票を投じたために可決となった事例がある。この事例だけを以て有効性の判断を下すことはできないものの、諸手を挙げて有効であると評価することもできないと考える。 ●本会議や代表者会議で議会運営がスムーズに行われていないと思われる。 ●議員間で意見の相違が生じた時、議長が中立かつ公正な立場で、かかわることが重要。議事進行発言が増えているのは、議長の議事運営への不信からではないか。 ●第4条2項の中立性について、議長就任者は再認識する必要がある。 ●議長の役割がしっかりと果たされず、空転していると感じることがあります。インターネット中継もされており、特に本会議場では傍聴者も沢山おりますので、もう少し改善していただきたいと思います。 ●第2項に関しては、本年6月以降、会派所属議員が議長に対して個別案件で民主的で効率的な議会運営を申入れたが適切に取り扱っていただけなかったようなので有効性について検証の余地がある。 					
妥当性の評価	妥当	19	不十分	1	空欄	1
	【意見】					
問題提起等	【意見】					
	<ul style="list-style-type: none"> ●議長の公平性、中立性を担保する観点で、議長は会派を離脱することを定める必要があるのではないか。秩父市、寒河江市、伊賀市、帯広市などでは、議長は会派に属さない旨の規定が設けられている。国会の両院議長については、規定はされていないものの、慣例で会派を抜けている。議長は会派に属さない旨の規定を設けると、市民に対し、議長の中立性、公平性の担保をより明確に示すことができるのではないか。 ●議会によっては、議長就任により会派に属さないことで中立性を担保する事例もある。本市議会でも研究する余地はあると考える。 ●この条例を不適切な対応をしている議長もいる。そのため、もう一度この条例の趣旨、目的、活用する場合の理解等の、議員各位が認識をしっかりと持つべきだと考える。 					
検証会議での議論	<p>議長の会派離脱</p> <ul style="list-style-type: none"> ●離脱したからきちんとできるとは限らない。気構えをきちんと本人がもてば問題ない。 ●「中立・公平」を考慮した場合に、議長の中立性に問題ありと感じることがある。 <p>⇒議長就任中は「中立・公平」についての意識を求めるが、制度的には現行どおりとする。</p>					

第7条

(議員の政治倫理)

第7条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例（平成13年芦屋市条例第21号）及び芦屋市議会議員の虚礼廃止等に関する決議（平成元年芦屋市議会決議）を遵守し、常に良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行わなければならない。

	有効	16	不十分	4	空欄	1
有効性の評価	【意見】					
	(有効)●虚礼禁止では冠婚葬祭への対応が緩和されたこと、ハラスメント防止指針の策定に向け議論がされているなど評価できる。 ●この間のハラスメント事案については、情報の提供など慎重にしなければならないが、慎重さを欠く行為が見受けられたことから高い倫理意識を持つ必要があると思う。					
妥当性の評価	妥当	19	不十分	1	空欄	1
	【意見】					
問題提起等	【意見】					
	●各種行事の電報、メッセージについて自粛を要望するものであるが、議員の活動として問題なき行事に対しては自由に送ってもよいのではないかと。 ●この条例を不適切な捉え方をしている議員もいる。そのため、もう一度この条例の趣旨、目的、活用する場合の理解等の、議員各位が認識をしっかりと持つべきだと考える。					
検証会議での議論	ハラスメント事案からの気づき					
	●議会として、この条文を生かせなかった点は「不十分」であったと認識しなければならない。 ●取り上げ方にまずい点があったが、全てにおいて倫理的に問題があった訳ではない。 ●委員会の審査の仕方や質問の在り方について、議会全体で気を付ける必要がある。 ⇒本市議会における今期の具体的事例を踏まえ、本会議・委員会での発言や取り上げ方によって、関係者等がハラスメントを感じてしまう恐れがある事を、全議員が今一度認識する。					

第10条

(議会報告会)

第10条 議会は、議会報告会を開催し、議会としての説明責任を果たすとともに、市民との意見交換に努めるものとする。

有効性の評価	有効	13	不十分	7	空欄	1
	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●コロナ禍の影響もあり、開催ができていない年度が続いているため。 ●コロナ禍においても議会報告会をおこなう検討がなされても良かったのではないかと思います。 (有効)●新型コロナなど感染症や自然災害時の議会報告会のあり方は、今後、研究が必要。 ●コロナ禍では開催してこなかったが、オンラインやアンケート調査などで意見交換はできるのではないかと。 ●コロナ禍でしばらく開催できていないが、オンライン化など何らかの工夫をして開催しても良かったのではないのでしょうか。 ●コロナ禍の下での制約はあったが、開催する検討の余地はあったのではないかと考える。 					
妥当性の評価	妥当	18	不十分	2	空欄	1
	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●コロナ禍等での対応を今後検討する必要がある。 					
問題提起等	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●YouTube等を活用し、オンライン配信による議会報告会を開催すべきではないか。双方向でのやりとりを進めるのが難しいのであれば、議会報告会については、一旦、一方的に配信し、質問等があればメール等でいただく形でも良いのではないかと。 ●当初は一方的な報告会だったものから意見交換を交えた運営となり評価できる。ただ、聞き放しではなく、戴いた意見を市民にフィードバックすることが今後の課題である。 ●開かれた議会を目指す主旨はもちろん理解するが、市民との意見交換というのは本来、議員が各々取り組むべきものとする。 ●議会報告会をしても市民の数が限られており、それにかかるコストパフォーマンスを考慮すると準備の割には、成果が得られていない状況ではないか。現状を鑑みれば、議会報告会の意義は希薄な感は否めない。 ●コロナ禍など非常時における市民との意見交換のあり方については議会として議論すべき余地があるのではないかと。 ●現状は、報告会というより、意見交換会が中心となっており、報告会の実施については、代表者会議等で見直しを含めて議論してはどうかと考える。 ●コロナ禍の中、議会報告会は残念ながら開催出来なかった。今後は仮にそのような場合にはオンラインを使つての報告会の開催などを検討してはどうか。 ●市民が望む意見出しの考えではなく、議員の都合のよい発信を中心に考えた意見交換会に感じる。 					
検証会議での議論	<p>議会報告会について ⇒議会報告会準備会での議論に委ねる。</p>					

第14条

(議員の質問と反問権)

第14条 議員が定例会で行う一般質問は、一問一答方式又は一括質問方式によるものとする。ただし、議員が市長の施政方針に対して会派を代表して行う一般質問（総括質問）は、一括質問方式によるものとする。

2 市長その他の説明員は、議員の質問に対し、議論を深めるために反問することができる。

有効性の評価	有効	16	不十分	4	空欄	1
	【意見】					
妥当性の評価	妥当	19	不十分	1	空欄	1
	【意見】					
問題提起等	【意見】					
	<ul style="list-style-type: none"> ●本会議については反問権が認められているものの、委員会においては反問権が認められていない。反問権を用いて議論を深めることは、委員会においても有効であることから、委員会においても反問権を認めるべきではないか。 ●2項の反問権については、行政と議会の双方にとって理解を深め、建設的な議論とするために、理事者側には適宜行使されたい。 ●確認だが、反問権は本会議場でのやりとりに限定すると理解してよいか？ ●市長の新年度予算に関する施政方針に対して行う総括質問に関しては現状、会派の代表者のみが行うことができるが、会派内で他の議員も質問できるように検討してみてもどうか。また、会派だけではなく、会派に所属したいができない議員の質問機会を確保するための仕組み作りも必要ではないのか。 ●現状に即しての改正が求められる。立法機関が条例改正せずに運用変更したことについて、問題があった。 ●市長や説明員は本会議のみ反問が認められるが、委員会での反問については、(議員からの質問は工夫すべきであるが) 行政側にもあらためて、周知が必要ではないか。 ●反問することはできるとあるが、活かされている気がしない。「反問」に対する議員の認識を再確認する必要がある。 					
検証会議での議論	<p>議員の質問と反問権</p> <ul style="list-style-type: none"> ●質疑をして当局側が理由をなかなか述べずに答弁するケースがある。行政も反問権を行使していいし、それに対応する力を議員も持つべき。委員会についても反問権を認めるし、本会議でももっと行使したほうが議論を深められる。 ●実際の運用として当局から反問が出ている場合もある。反問的な対応があっても止めないことを確認すればいい。この規定はこのままにしておいて、実際の運営に適用していけば。 ●当局側に質疑に遠慮しないで委員会でも反問権を行使してもらえればという申入れをしてはどうか。 ●反問権というと大げさだが、「この場合はどうするか」というニュアンスの質問も認めることを明文化したほうがいい。 ●委員会で活発な議論を促す趣旨は分かるが、反問権を認めると当然のごとくというようになるので、時間をかけて考えたい。 ●当局にどんどんやってくださいという話ではなく、もしそういうことがあった際に議会側 					

として止めないという認識でいい。

- 委員会を含め現状で良い。

⇒現行どおりとする。

会派代表者以外の議員の総括質問

- 一般質問の時間を会派内で調整できる延長線上のように思う。質問通告者を2人にするというのでは。

- 総括質問をする人に、他の議員がこういう質問や展開してほしいと伝えることも議員の力を育てることにつながる。会派内でやればできないことはないと思う。

⇒現行どおりとする。

3月議会での一般質問

- 議会改革特別委員会では他市のように導入すべきと提案したが、少数意見にとどまった。

- 他議会での状況が知りたい。

- 他議会の状況を踏まえ、議運や代表者会議で検討してみては？

- 3月でも、予算に関わらない事も質問できる機会を持つべき。

- 現行どおりで良い。ほとんどの事務が当初予算と関連しており、総括質問の対象とならない事務はないと思う。

- 3月に一般質問を行う場合、時間を短くするなど工夫しては？

⇒議会運営委員会で協議する。

第3条

(議員活動の原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、積極的な発言、議論等を行うこと。
- (2) 自己の能力を高める不断の研鑽により、市民の代表としてふさわしい活動をする事。
- (3) 一部の団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の利益を図る立場で活動すること。

有効性の評価	有効	20	不十分	0	空欄	1
	<p>【意見】</p> <p>(有効)●他の議員については不明だが、少なくとも自身は条例で掲げられている内容を理解し、遂行している。</p> <p>(有効)●本市議会では議員研修等が盛んに行われており、評価できる。</p>					
妥当性の評価	妥当	19	不十分	1	空欄	1
	<p>【意見】</p> <p>●JR 芦屋駅南地区再開発事業など、これまで議会で議決をしてきた内容を反故にすることは議会軽視につながる。</p>					
問題提起等	<p>【意見】</p> <p>●(3)の一部の団体、一部の地域に捉われた発言が最近増えてきたように感じるので、再度全議員で認識を新たにしたい方がよい。</p> <p>●各議員がどのような活動をされているのかまでは分かりませんが、議会全体として市政についての勉強会が必要だと感じます。基本的な情報を理解されていないまま質疑をされていることが多いように思います。</p> <p>●(2)の条文には、「市民の代表としてふさわしい活動をする」とあるが、ふさわしい内容について具体性を持たせるか、または強調してはどうか。</p> <p>●この条例を不適切な捉え方をしている議員もいる。そのため、もう一度この条例の趣旨、目的、活用する場合の理解等の、議員各位が認識をしっかりと持つべきだと考える。</p>					

第5条

(議長及び副議長志願者の所信表明)

第5条 議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設けるものとする。

有効性の評価	有効	18	不十分	2	空欄	1
	<p>【意見】</p> <p>(有効)●公開の会議において所信表明を実施しているため、目的で掲げられている透明性の担保という観点での目的達成はできている。が、議会中継や会議録のネット配信がない会議で行われているため、透明性という観点では不十分さがあり、検討が必要だと考える。</p> <p>●議長・副議長の選挙になった場合の所信表明に関しては、投票前の全体協議会だけではなく、投票日の本会議場においても市民に向けて所信表明を行うべきだと考える。</p>					
妥当性の評価	妥当	18	不十分	2	空欄	1
	<p>【意見】</p> <p>●所信表明した議員以外が議長・副議長になる可能性がある現状</p>					
問題提起等	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●条文の目的に掲げている透明性を更に高めるためにも、所信表明は議会中継や会議録のネット公開が行われる本会議の場において実施するべきではないか。 ●本会議において議長、副議長への立候補への所信表明が市民にも見えるほうがより議会が活性化するのではないか ●立候補制が形骸化しないよう、各議員で意識を新たにされたい。 ●議長任期に関してであるが、従来の1年としても良いのではないか。 ●所信表明が全体協議会だけであるため、本会議を傍聴されている市民からすると、なぜこのような選挙結果になったのかが分かりません。オープンにする工夫があってもいいのではないのでしょうか。 ●立候補期間に届け出により立候補を特定し、記号式投票により無効票を減らすべきと考える。 ●所信表明に対する質問の在り方については、立候補者の人格否定にならないように各議員の良識を踏まえた対応が求められる。 ●所信を表明できる機会があるものの、投票する側がそこを重視していない。よって、数合わせで予め示し合わせて決められた人へ投票するのではなく、適任だと思う人に自主的な意志の上に選出しなければ条例の意味がない。 					
検証会議での議論	<p>本会議場での所信表明について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本会議の傍聴者が少なく、本会議で所信表明を行ったとしても、どれだけ聞いてもらえるのか。現行どおりで良い。 ●全体協議会で議員のみに表明するのではなく、本会議で市民に表明すべきでは？ ●本会議で表明すれば、ネットでの議事録公開やネット中継されるなどするため、さらに本条文に対する有効性が高まると考える。 ●全体協議会でするにしろ、本会議でするにしろ、どちらかに一本化すべき。 ●他市の状況はどうか？(⇒本会議で実施は5%程度) ●代表者会議で協議すべきでは。 ●本会議で所信表明を行った場合、所信表明しなかった議員が当選したり、得票する可能性があり、その場合に観ている市民が不信感を持つのでは？ <p>⇒両論あり結論を得ず。</p>					

第6条

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策提言等のために調査研究を行う。

有効性の評価	有効	19	不十分	1	空欄	1
	【意見】					
妥当性の評価	妥当	19	不十分	1	空欄	1
	【意見】					
問題提起等	【意見】					
	<ul style="list-style-type: none"> ● 問責決議案の質問時会派代表ではなく一人ずつが行う場合があるが、同じ会派で、同じ質問を何度も繰り返すのは、運営以上いかなものか。 ● 1人会派も認めていく方向で検討してはどうか。 ● 条文は現行通りで問題無いと思われる。今後、人口減少等の理由により議員定数が削減された場合、1人会派を認める議論があっても良いと考える。 ● 1人会派を認めている事例を、もう少し研究できないでしょうか。 ● 2人会派は議運でオブザーバーとして参加しているが、役割として委員とさほど相違ないような実態であることから2人会派であっても委員を選出することを認めることはできないか。 ● 所属議員2人以上で会派として認めているのにもかかわらず、議会運営委員会では2人会派はオブザーバー扱いになっているので改めた方がいいのではないのか。また、多様性の時代の流れの中、会派としてまとまって動くことは以前より難しくなっているのではないか。会派制の現代における意義も一度議会で考察してみる必要があるのではないか。 ● 会派結成により効率的な議会運営に大きく寄与している点を明記し会派制を導入する経緯と線引きを明らかにするべきで。 ● 現在の芦屋市議会の会派性は、不公平な面ばかりが目立ち、個々の議員の意志を尊重するための、公平な民意を反映しているとはまったく思えない。均衡のとれた意見のバランスがとれていない。 					

第8条						
第3章 市民と議会との関係						
(市民に対する情報の公開)						
第8条 議会は、本会議のほか、委員会を広く市民に公開するものとする。						
2 議会は、議会の広報誌、ホームページその他の広報媒体の活用により、市民への広報活動に積極的に取り組むものとする。						
有効性の評価	有効	19	不十分	1	空欄	1
	【意見】 ●代表者会も原則公開にするべきではないか。					
妥当性の評価	妥当	20	不十分	0	空欄	1
	【意見】					
問題提起等	【意見】					
	<ul style="list-style-type: none"> ●議会運営委員会のネット中継の意見もあると思うが、費用対効果、運用上の手間、運営のあり方を議論する会議の特性から考察すると、必然性が認められない。 ●市議会事務局のFacebook は開始されていますが、折角なら一人でも多くの市民の皆様目に触れる機会を増やすためにも同期できる Instagram や Twitter も始めたらどうか。 ●まったくもって、市民に対して公平で開かれた情報公開をしていない。不都合な真実は議会によって蓋をされていることもあるように感じる。 					

第9条						
(市民意見の把握と反映)						
第9条 議会は、請願の審議・審査に当たっては、請願者の口頭による意見陳述等により、願意的確な把握に努めるものとする。						
2 議会は、公聴会制度、参考人制度、意見公募手続（パブリックコメント）等を活用して、専門的識見や市民意見を議会活動に反映させるよう努めるものとする。						
有効性の評価	有効	19	不十分	1	空欄	1
	【意見】 (有効)●口頭陳述は審査を進める上で参考になることも多く、開かれた議会という側面から見ても有効である。 ●第2項に関しては、地方自治法に定められている公聴会制度、参考人制度を活かしきれていないのではないか。					
妥当性の評価	妥当	20	不十分	0	空欄	1
	【意見】					
問題提起等	【意見】					
	<ul style="list-style-type: none"> ●陳情審査でも口頭陳述があっても良いのではとの意見もあるが、請願と陳情はその性質上、請願が議案であり紹介議員を要すること、陳情は要望書等と同様に書面のみで提出されること、以上を差別化するため陳情の口頭陳述は内容にもよるが必要性を認めない。 ●現状では、9条の2が、活用されていない。具体的な事例に関する情報不足がその原因のひとつと考える。委員長会議かもしくは、議会運営委員会などで具体的に他市事例などを調査し、積極的に活用すべく研究・調査が必要ではないかと考える。 ●市民の意見を把握する前に、紹介議員の好き嫌いで判断することに囚われすぎているように感じる。 					

第11条

第4章 議会と市長等との関係

(緊張関係の保持)

第11条 議会は、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と常に緊張ある関係を保持し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を積極的に行い、民主的な市政の発展に取り組むものとする。

有効性の評価	有効	20	不十分	0	空欄	1
	【意見】					
妥当性の評価	妥当	20	不十分	0	空欄	1
	【意見】					
問題提起等	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●前期の問題11-2-1でも示されているが、執行機関から市政に関わる情報については、新聞等メディアを通じて知ることがあり、議会に対する情報発信が以前に比べて少なく感じる。 ●緊張感を持つことは大切だが、議員の傲慢で理不尽な議会の判断を、押し付けていることが続いているように感じる。 					

第12条

(政策等の形成過程の把握)

第12条 議会は、市長等から提案される議案のほか、政策、施策、計画、事業等について、慎重な審議を図るため、その政策等の形成過程の把握に努めるものとする。

2 議会は、前項の政策等の形成過程の把握のため、市長等に対して必要な情報提供を求めることができる。

有効性の評価	有効	20	不十分	0	空欄	1
	<p>【意見】</p> <p>(有効)●常任委員会における所管事務調査が閉会中も含め積極的に行われており、有効性を認める。</p>					
妥当性の評価	妥当	20	不十分	0	空欄	1
	【意見】					
問題提起等	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●当局側の説明資料が十分でないことが時々ある。よりわかりやすい資料を求めるように、当局側に議会として要請してもよいのではないかと考える。(例：民文の所管事務調査「新型コロナウイルス感染症への対応について」のとき、ワクチン接種に関する調査を行った6/9の調査において、高齢者の進捗状況も併せて資料提示が必要ではなかったか。(資料請求で対応済み) ●必要な情報を提供されても、議員がそれを慎重な審議を行うために尽力することはなく、反対に、強引な指図をするために利用しては意味がない。 					

第13条

第5章 議会の運営

(定例会の開催等)

第13条 芦屋市議会の定例会は、その回数を年4回とする。

2 議会（定例会及び臨時会）の会議の運営については、芦屋市議会会議規則（平成16年芦屋市議会規則第1号）の定めるところによる。

有効性の評価	有効	20	不十分	0	空欄	1
	【意見】					
妥当性の評価	妥当	19	不十分	1	空欄	1
	【意見】 ●通年議会のあり方については、引き続き研究しても良いと考える。					
問題提起等	【意見】 ●通年議会に関しては、政令市以外で導入した自治体の報告もいくつかあがってきているが制度導入の効果については導入前とあまり変わらないところが多いようなので現状のままでもいいのではと考える。一方で、普段、議会を傍聴できない方に見ていただく機会を確保する観点から、夜間議会や休日議会も試験的に導入してみてもどうか。 ●議会側が執行側に理解を一向に示さないことによる、急施を要した議案に対する臨時会が増えることは考えものである。					
検証会議での議論	<p>夜間・休日議会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●過去に議論したことはあるが、再度議論しても良いのでは。 ●今後の課題としてはどうか。 ●実施した他議会に聞いたことがあるが、傍聴者は増えないようである。 ●年に一回など、試験的に実施しても良いのでは？ ●多数の職員の時間外勤務が必要になるなど、理事者側の負担が増える。 ●ネット録画で視聴できる環境もあるため、職員の負担増やコストを考慮してまで実施する必要性を感じない。 ●平日日中に傍聴できない人に配慮するのならば、ネット視聴の環境を充実させるべきでは。 ●ネット録画もあるが「その場の空気感」を感じてもらうことも必要だと感じる。ただ、報告会も実施しているため、そちらから関心を持ってもらうのも良い。 <p>⇒現行どおり</p>					

第15条

(傍聴者への配慮)

第15条 議会は、市民が傍聴しやすい環境整備とわかりやすい議会運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会を傍聴する市民に対して議案書等の資料の提供又は貸与に努めるものとする。

有効性の評価	有効	20	不十分	0	空欄	1
	【意見】					
妥当性の評価	妥当	20	不十分	0	空欄	1
	【意見】					
問題提起等	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一般質問の通告について、中項目や小項目まで記載するようにはどうか。「○○について」というあまりに範囲が広い質問通告が多い。質問通告を見た上で、関心があるために傍聴を希望するという市民にとっては、現状の通告内容はあまりにも分かりにくいと思う。 ●インターネット上で議案書を探すのは大変手間がかかる。少なくとも議会開会中はホームページ上で探しやすくすることはできないものか。 					

第16条

(委員会の運営)

第16条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第109条第1項に規定する委員会を適切に設置し、その機動性と専門性を活かすとともに、公平公正な運営により、市民の負託に応えるものとする。

2 委員会の運営については、芦屋市議会委員会条例（平成16年芦屋市条例第21号）の定めるところによる。

有効性の評価	有効	18	不十分	2	空欄	1
	【意見】 (有効)●行政の事務所掌に応じ、概ね適切に分担されており評価できる。 ●調査特別委員会が、いつも一定のまとめや結論が出ないままに運営してきているように思います。					
妥当性の評価	妥当	19	不十分	1	空欄	1
	【意見】 					
問題提起等	【意見】 ●委員会として政策提言をする機会が少ない。西宮市などでは、常任委員会ごとに1年間の重点調査テーマを設け、議員間討議や議会報告会、視察等を経て、委員会として、市長部局に対して政策提言している。委員会としてのテーマ設定を制度化することで、議員間討議や議会報告会、視察等への関連性を持たせることができる。 ●民生文教常任委員会の事務量、審査事項が多く、社会情勢を注視しながら適宜を見直しの検討があっても良いと考える。 ●必要な場合、特別委員会を設置することができるが、その場合、議論を深めるために原則として、所管している常任委員会のメンバーで構成し審議した方が合理的であり、専門性をより活かせるのではないのか。また、委員会において議案審査を行い当局への質問が終結した後、採決する前に、議員間討議を取り入れてみてはどうか。 ●委員会の所属委員の決め方に問題を感じている。いつも会派に属さないものが委員会に入れないなども多く、最大会派から優先的に決まることに不公平感を感じている。					

第17条

(議決事件の追加)

第17条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 憲章及び都市宣言の制定又は改廃に関すること。
- (2) 姉妹都市及び友好都市の提携又は解消に関すること。
- (3) 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想並びに当該基本構想を実現するために必要な施策及びその方向性を総合的かつ体系的に示す基本計画の策定又は改廃に関すること。

有効性の評価	有効	20	不十分	0	空欄	1
	【意見】					
妥当性の評価	妥当	19	不十分	1	空欄	1
	【意見】 ●総合計画審議委員会への議員委員の参加の妥当性を再検討する必要がある。					
問題提起等	【意見】 ●議決要件に満たない契約や財産の取得・処分についても執行機関からの情報提供を行って欲しい。 ●専決処分報告が毎議会ごとに出てくるがこれについては当局側から事前に例えば正副議長、当該所管の正副委員長に報告を事前にするなどをしてはどうか。					

第18条

第6章 議会の体制・専門性

(議会図書室の充実等)

第18条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の整備充実に努めるものとする。

2 議会図書室は、議員のみならず、別に定めるところにより、誰もがこれを利用できるものとする。

有効性の評価	有効	19	不十分	1	空欄	1
	【意見】 ●だれもが使えるということがあまり知られていないように思います。					
妥当性の評価	妥当	20	不十分	0	空欄	1
	【意見】					
問題提起等	【意見】 ●図書購入には相応のコストがかかるため、任期ごとに必要な図書を精査するための検証が必要。 ●もっと市民の方にも利用していただけるよう工夫すべきではないのか。 ●議員が図書室の印刷機を使用する場合のルールを一定、定めるべきではないか。 ●図書室使用のルールが周知されていないのもう一度周知する必要があるのではないか。(本の借方、プリンター使用のモラル等) 【事務局対応】ルールについて、代表者会議などで周知する。					

第19条

(議会事務局の体制整備)

第19条 議会は、その政策立案、政策提言及び監視機能を補助させるため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

有効性の評価	有効	18	不十分	2	空欄	1
	【意見】 ●人員が足りていないのではないのでしょうか。					
妥当性の評価	妥当	19	不十分	1	空欄	1
	【意見】					
問題提起等	【意見】 ●議会事務局の機能強化のためにも体制を充足させることが望ましいと思う。閉会中の委員会や検討会議など、職員に過度な負担がかかっていないか心配です。 ●現状の議会事務局スタッフの人員数では、事務的処理に追われることが多く、政策立案、政策提言、監視機能を補助させることに不十分ではなからうか。スタッフの増員をはかるべきと考える。 ●議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るという観点からも、人員を増加し、新たに議会運営に関する法務機能強化のための独立した部署を新設してはどうか。					

第20条

(議員研修の充実強化)

第20条 議会は、議員の政策立案、政策提言等の能力向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

有効性の評価	有効	20	不十分	0	空欄	1
	【意見】 (有効)●閉会中の研修体制は充実しており、全議員で受講できることに意義があり評価できる。					
妥当性の評価	妥当	20	不十分	0	空欄	1
	【意見】					
問題提起等	【意見】 ●閉会中、毎回実施しなければならないものではないため、「条例があるから研修」とならぬよう必要に応じて開催する方針で運用されたい。 ●議会の視察だが、これまでの慣例では民間視察は難しいとのことであるが、官民協働で取り組むべき課題があった場合は、民間視察なども視野に入れてよいのではないか。					

第21条

(政務活動費の執行)

第21条 会派及び議員は、芦屋市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年芦屋市条例第7号）に基づき交付される政務活動費を有効に活用し、政策立案、政策提言等のための調査研究を積極的に行うものとする。

2 会派及び議員は、別に定める政務活動費の使途基準に従い、これを適正に執行し、使途の透明性を確保しなければならない。

有効性の評価	有効	19	不十分	1	空欄	1
	【意見】 ●政策立案、政策提言のために政務活動費が活用されているかについては充分ではない印象を持つ。					
妥当性の評価	妥当	20	不十分	0	空欄	1
	【意見】					
問題提起等	【意見】					
	<ul style="list-style-type: none"> ●政務活動費の使途基準（マニュアル）について、任期中、少なくとも一度は見直しを行う旨を条文化し、マニュアルの見直しをルール化したほうが良いのではないか。今は見直しを行う方向性にはなっているが、時間が経過し、メンバーが入れ替わると見直しが確約されるか分からない。定期的な見直しについて明文化し、必ず見直しが行われるようにした方が良い。 ●前述の通り、政策立案、政策提言のためというより、広報費で大半が消費されるケースが目立つ。調査研究、研修、広聴における活用が不活発である・ ●事務局から「按分」の提案をされるが、何でも按分すれば指摘を逃れることができると思わない方が良い。民間会社でも経費等の弾力的運用はされており、各議員の責任において柔軟に対応すれば良い。 ●政務活動費の会派支給を見直し、個人支給を検討できないか。実際は議員個人で取り組んでいる政策課題の調査などに使われることが多く、市民からも理解が得やすいものとする。 ●政務活動費の後払精算方式について検討してみてもどうか。 ●携帯電話代など、かつては通話に応じてかかっていたものが今は定額プランが普及してきています。時代に合わせた見直しも必要だと感じます。 					

第22条

(災害等への対応)

第22条 議会は、災害等が発生したときは、災害対策及び災害復旧の迅速かつ円滑な遂行に資するため、必要に応じて全議員で構成する芦屋市議会災害対策本部を設置するものとする。

2 芦屋市議会災害対策本部の活動については、別に定める。

有効性の評価	有効	20	不十分	0	空欄	1
	【意見】					
妥当性の評価	妥当	20	不十分	0	空欄	1
	【意見】					
問題提起等	【意見】 ●運用された実績がないため、絶えず訓練等の経験に基づいた検証が必要。					

第23条

第7章 議員定数及び議員報酬

(議員定数)

第23条 議員定数は、芦屋市議会議員定数条例(昭和33年芦屋市条例第8号)に定めるところによる。

2 議会は、議員定数の改正に当たっては、市民及び専門家の意見を聴取し、本市の実情に即して議会がその機能を十分に果たせる定数を検討するものとする。

有効性の評価	有効	20	不十分	0	空欄	1
	【意見】					
妥当性の評価	妥当	20	不十分	0	空欄	1
	【意見】					
問題提起等	【意見】 ●人口減少およびネット社会により市民意見が自治体へ届けやすくなったこと等、社会情勢の変化を踏まえて議員定数のあり方について議論が必要。 ●任期ごとに、任期満了する改選前に今の議員定数が適正かどうかについて本条文第2項に基づいて検討すべきではないのか。					

第24条

(議員報酬)

第24条 議員報酬は、芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年芦屋市条例第12号)に定めるところによる。

2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、市民の負託に応える議員活動の対価であることを基本にし、芦屋市特別職報酬等審議会の意見のほか、市の財政状況、市民の生活実態等を考慮し、検討するものとする。

有効性の評価	有効	18	不十分	2	空欄	1
	【意見】					
妥当性の評価	妥当	20	不十分	0	空欄	1
	【意見】					
問題提起等	【意見】					
	<ul style="list-style-type: none"> ●自治体の負担増が不可避な将来予測を踏まえ、特別職等報酬審議会の設置を待たずに議員報酬削減の議論が必要。 ●議員報酬を市民のためにカットする必要があるれば身を切るべきではあるが、時代の流れに沿った適正な議員数に見直していくことに重きを置いた方がいいのでは個人的には考える。 					

第26条

(条例の理念の徹底)

第26条 議会は、議員にこの条例の理念などを徹底させるため、議員の任期開始後、速やかに、この条例の研修を行うものとする。

有効性の評価	有効	20	不十分	0	空欄	1
	【意見】					
妥当性の評価	妥当	19	不十分	1	空欄	1
	【意見】					
問題提起等	【意見】					
	●任期の折り返し時など、全議員が再度確認する機会を設けてはどうか。					

第27条

(検証及び見直し)

第27条 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を考慮し、議会機能を充実強化する視点から、この条例の有効性及び妥当性について常に検証するとともに、少なくとも各任期中に1回は、その結果を市民に公表するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、必要と認められるときは、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。

有効性の評価	有効	20	不十分	0	空欄	1
	【意見】					
妥当性の評価	妥当	20	不十分	0	空欄	1
	【意見】					
問題提起等	【意見】					

その他

- 検証および見直しは条例に基づき必要だが、1条毎に有効性、妥当性等を調べる調査方法は変更すべきかと思う。条例全体を通して課題や問題点を問う方が、集計等の事務的負担が軽減するかと。
- 議長になれば会派から一旦離れることが必要ではないのか？
- 1期目議員は任期開始時に議会基本条例についての研修は受けるが、全議員に向けても同様の研修が必要ではないか。
- 憲法にしても法律や条令にしても時代に即した変更はしていかなければならないと考えますが、本条例は施行から8年ほど経過しておりますが、今のところ大きな問題は無いと思います。諸先輩方が考え抜いた条例を遵守し実行していかなければならないと考えております。
- 議長判断で、代表者会議等の扱いを全て諮ることが多すぎるため、公平で誠実な対応が見えず不審に繋がっている。ハラスメント関係など、議会内におけるセンシティブな事に関する調査が必要になってくるため、第三者調査委員会などによる外部の調査機関も利用し、公平な議会運営をしなければいけない。不信任につながる議長の対応をなくしたい。
- 問責決議等に関連する文章で使用する条例に対して、議員の条例の捉え方に一貫性がないように感じている。個人の判断により条例の理解が違い、多数決で周りに流されるのではなく、正確な知識を個々が把握できるようにしなければ条例を定めている意味がない。